



市からの連絡帳

10月は、市民税・都民税普通徴収第3期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)

届け出・税・年金

市税、国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 10月19日(土)・20日(日)
 午前9時~午後4時
 ※国民健康保険料(税)は、19日(土)のみ開設
場 市税・納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)・保険年金課(田無庁舎2階)
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行等
 ※窓口は田無庁舎のみです。
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)
 ◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

住民基本台帳カードの交付

現在市内に住所があり、希望されるすべての方へ、住民基本台帳カードを交付します。個人情報の保護を図り、虚偽による取得を防ぐため、申請の際には本人確認を厳格に行っています。

□受付場所 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)
□受付時間 平日午前9時~11時30分、午後1時~4時30分
□申請できる方 本人のみ
□必要なもの
 ◇本人確認書類
 ①即日交付
 (1)運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳のうち1点(必須)。
 (2)①に加えて健康保険証などの本人と確認できる書類。
 ②照会交付
 (1)の本人と確認できる書類をお持ちでない方は、照会書をご自宅に郵送する方法で本人確認をします。健康保険証などをお持ちください。
 ◇写真(Bタイプのみ)
 ※写真は市民課で無料撮影できます。持参する場合は、申請6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景で、縦4.5cm×

横3.5cmのものをお持ちください。
□手数料 500円
 ◆市民課 田(☎042-460-9820)
 保(☎042-438-4020)

公的個人認証サービスについて

現在、インターネットを利用して行政機関へ申請手続きなどが行える電子申請サービスが普及してきています。サービス利用の際には、他人による「なりすまし」や通信途中での「改ざん」が行われていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。公的個人認証サービスは、住民基本台帳カード(以下、住基カード)に格納する方法で電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんを防ぐ機能を提供するものです。

※公的個人認証を利用した電子申請には、ICカードリーダーライター(市販)、住基カードなどが必要となります。
 ※西東京市の住基カードは接触型・非接触型のどちらもお使いいただけます。
◆公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ、更新のお知らせ
 電子証明書の有効期間は手続きの日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。更新を希望される方は、市民課で手続きを行ってください。

なお、現在の電子証明書が失効した後も、新しい電子証明書の交付を受けることができます。

◆電子証明書発行(新規/更新)の申請方法
□受付場所 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)
□受付時間 平日午前9時~11時30分、午後1時~4時30分
□必要なもの
 ①認め印
 ②住基カード
 ③本人確認書類(顔写真付き住基カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、そのほか官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証などから2点、またはそれらから1点と健康保険証、年金手帳などから1点)
 ※本人確認書類に住所が記載されている場合は、住民登録と一致している必要があります。
□手数料 500円
 ◆市民課 田(☎042-460-9820)
 保(☎042-438-4020)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成26年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

期 平成25年1月2日~平成26年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋
□調査方法 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井等)および住宅設備(風呂・トイレ等)を調査
□調査日時 事前に書面で通知し、ご都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。
◆資産税課 田
 (☎042-460-9830)



認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件
 ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
 ②平成25年1月2日~平成26年1月1日に新築された住宅であること
 ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること
 ④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること
 ⑤平成26年1月31日(休)までに資産税課(田無庁舎4階)に必要書類の提出があること
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

減額範囲

居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象になります。

必要書類

①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
 ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申告方法

資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。減額の申告手続きについてご説明します。

問 ①認定長期優良住宅に関すること…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)
 ②認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関すること…資産税課
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

平成25年10月(12月支払い分)からの年金額が変わります

現在支給されている年金額は、平成12年度~14年度の間、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)で支払われています。

この特例水準について、将来、年金を受け取る人の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために、平成25年度~27年度の3年間で解消する法律が成立しました。

そのため、平成25年10月(12月支払い分)以降の年金額は、平成25年4月~9月の年金額から1.0%の引き下げが行われます。これに伴う年金額は、12月に日本年金機構から送付される年金額改定通知書でご確認ください。

◆平成27年度まで予定されている改定は、次のとおりです。
 ◇平成25年10月分~平成26年3月分…マイナス1.0%
 ◇平成26年4月分~平成27年3月分…マイナス1.0%
 ◇平成27年4月分以降…マイナス0.5%
問 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

雨水浸透施設の助成制度をご利用ください!

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を減少するため、道路や河川へ雨の流入を防ぐ「浸透による雨水の処理施設の設置助成事業」に取り組んでいます。その設置費用を、上限額15万円まで助成しています。

対 市内にある個人が所有する住宅に雨水浸透施設を設置する工事
□助成事業実施期間
 平成26年2月末まで(予定)
 ※助成対象に該当するかなど、詳細は下記へお問い合わせください
◆下水道課 保
 (☎042-438-4059)

油・断・快適! 下水道

~下水道に油を流さないで~
 キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因になります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前に拭き取りましょう。この行動が川や海の良好な水環境にもつながります。
◆下水道課 保(☎042-438-4060)



~自転車などは自転車駐車場に置きましょう~

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つとして皆さんに利用されています。しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢者の方・障害のある方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、一人一人が責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう(原付バイクは、場所により制限があります)。

自転車などを使わずに済む場合は使用を控え、徒歩や公共交通機関をご利用ください。

各駅周辺には自転車駐車場があります(地図は市HP参照)。自転車駐車場利用の際には、係員の指示に従ってください。また、混雑時はほかの利用者の迷惑にならないように、無理な駐車をしないでください。

◆道路管理課 保
 (☎042-438-4057)

